

ただいま提出いたしました議案の概要につきまして、ご説明申し上げます。

議第 177 号から議第 186 号までは、いずれも給与改定に係るものでございまして、去る 10 月 18 日に人事委員会から職員の給与等に関する勧告を受けましたことなどから、これを踏まえ、予算の補正および条例の改正を行おうとするものでございます。

まず、予算の補正に関してでございますが、
議第 177 号は一般会計予算について、
議第 178 号および議第 179 号は特別会計予算について、
また、議第 180 号から議第 183 号までは企業会計予算について、それぞれ所要の調整を行おうとするものでございます。

議第 184 号から議第 186 号までは、条例案件でございます。

議第 184 号は、特別職の期末手当の支給割合を改定しようとするものでございます。

議第 185 号および議第 186 号は、職員および公立学校職員の給料月額および勤勉手当の支給割合等を改定しようとするものでございます。

以上、何とぞよろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。